

鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、「町内会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で鳥取市自治連合会に加盟しているもの又は市長がこれに類すると認める団体をいう。

(補助対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助事業者及び補助対象経費は、それぞれ別表で定めるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は除く。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、本交付金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付金の算定等)

第6条 本交付金の額は、別表に掲げる補助対象事業の内容ごとに、補助対象経費の額に同表に定める補助率を乗じて得た額を合計した額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表に定める限度額を上限とする。

(交付申請)

第7条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。この場合において、規則第4条に規定する申請書に添付すべき同様第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額

(2) 補助対象事業を2以上の町内会が合同で実施する場合におけるその構成町内会の変更

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第10条 本交付金は、規則第11条ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。ただし、市長が特に認める場合を除き、交付決定額が30万円以上の場合に限る。

(実績報告)

第11条 本交付金の実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は当該交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。この場合において、規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第6条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	限度額	摘要
地域コミュニティの推進を目的として町内会が実施する事業で、次のいずれかに該当する事業。ただし、(2)の事業は令和3年度に実施されるものに限る。 (1) 地域コミュニティ推進事業 ア 運動会等のスポーツ事業又は伝統行事等の文化的事業 イ 町内案内板等の町内会が所有又は管理する設備の整備 (2) 新しい地域活動促進事業 ア 非接触による地域活動を促進する環境の整備 イ 感染症対策を目的とした事業 (3) 町内会加入促進事業 ア 町内会未加入者に対する町内会加入促進事業 イ 町内会の新設に要する事業	町内会（同一の事業について2以上の町内会が合同でこれを実施する場合は、これらの町内会を代表するいづれかの町内会とする。）	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料費 ・備品購入費 ・その他市長が特に必要と認める経費	補助対象事業の内容に応じ、次に定める率とする。 (1) 補助対象事業の欄(1)に掲げる事業 3/4 (2) 補助対象事業の欄(2)に掲げる事業 9/10 (3) 補助対象事業の欄(3)に掲げる事業 10/10	1町内会につき3万円	1 2以上の町内会が合同で本事業を実施する場合は、当該年度において当該町内会は別に単独で本事業について申請はできない。 2 本事業を2以上の町内会が合同で実施する場合の限度額は、参加町内会数に3万円を乗じて得た額とする。 3 補助対象事業の(1)、(2)、(3)を組み合わせて実施した場合も町内会当たりの限度額は3万円とする。

様式第1号（第7条関係）

鳥取市地域コミュニティ活動支援事業 実施計画書

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		世帯数	(年 月 日現在) 世帯

2 事業計画

事 業 名	
実施場所	
事業目的 及び効果	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	具体的 な内容
その他 特 筆 す べ き 事 項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支予算

①収入の部

費　目	金　額（円）	内　訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

補助対象事業	費　目	補助対象経費 の金額（円）	内　訳
(1)地域コミュニティ 推進事業(補助率 3/4)			
(2)新しい地域活動促 進事業(補助率 9/10)			
(3)町内会加入促進事 業(補助率 10/10)			
合　計			

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

様式第2号（第11条関係）

鳥取市地域コミュニティ活動支援事業 実施報告書

1 町内会等

町内会等の 名 称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() -
		世帯数	(年 月 日現在) 世帯

2 事業実績

事業名	
実施場所	
事業目的 及び効果	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容 具体的 な内容	
その他 特 筆 すべき 事 項	(参加者の反響など)

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 収支決算

①収入の部

費　目	金　額（円）	内　訳
助成金		鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合　計		

②支出の部

補助対象事業	費　目	補助対象経費 の金額（円）	内　訳
(1)地域コミュニティ 推進事業(補助率 3/4)			
(2)新しい地域活動促 進事業(補助率 9/10)			
(3)町内会加入促進事 業(補助率 10/10)			
合　計			

※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。

※ 経費内訳のわかる領収書等（コピー可）を添付してください。

※ 事業実施工程・全体が把握できるように写真を複数枚添付してください。